

たかしま発酵のまちづくり構想策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「たかしま発酵のまちづくり構想策定業務委託」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 たかしま発酵のまちづくり構想策定業務委託
- (2) 業務内容 ①情報収集および各種調査、分析と課題抽出
②たかしま発酵のまちづくり構想検討プロジェクトチーム会議の開催支援
③たかしま発酵のまちづくり構想策定外部有識者会議の開催支援
④たかしま発酵のまちづくり構想の策定、冊子および概要版の作成
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和7年3月21日まで

3 業務見積額

- (1) 本業務に係る経費は、4,275,700円（消費税および地方消費税額を含む）を上限とする。
- (2) 本業務における見積りは、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書（消費税および地方消費税抜き）を提出すること。

4 スケジュール（予定）

令和6年4月22日（月）	公募開始
令和6年5月2日（木）	質疑受付締切
令和6年5月8日（水）	質疑に対する回答（市ホームページ）予定
令和6年5月10日（金）	参加申込書および誓約書、業務提案書等の提出締切
令和6年5月14日（火）	プレゼンテーション審査
令和6年5月下旬	見積徴取
令和6年6月上旬	契約締結・業務開始

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する法人又は団体とする。法人格の種類は問わない

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 高島市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

6 関係資料の配布方法

- ・高島市ホームページからのダウンロードによる。
URL <https://www.city.takashima.lg.jp>
トップページ ⇒ しごと・産業 ⇒ 入札・契約 ⇒ プロポーザル情報
- ・掲載期間
令和6年4月22日（月）から令和6年5月10日（金）まで
- ・掲載資料
 - (1) たかしま発酵のまちづくり構想策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領
 - (2) たかしま発酵のまちづくり構想策定業務委託 仕様書
 - (3) 様式1～7（質問書、参加申込書および誓約書、申請者の概要等）

7 説明会

説明会は開催しない。

8 質疑・回答

(1) 提出方法

別紙様式1の質問書により、ファクシミリまたは電子メールにて提出すること。

※ファクシミリまたは電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨伝え、所管課で着信したことを確認すること。

※電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限 令和6年5月2日（木）17時15分まで（必着）

(3) 提出先 商工観光部商工振興課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地

ファクシミリ 0740-25-8156

電子メール shoko@city.takahima.lg.jp

(4) 回答方法 令和6年5月8日（水）高島市ホームページに公開

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書および高島市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書および誓約書（様式2） 1部

イ 申請者の概要（様式3） 7部

ウ 業務実施体制（様式4） 7部

エ 類似業務の実績（様式5） 7部

オ 業務実績成果物 7部（原本1部、写し6部）

※ 類似業務の実績一覧に記載した業務のうち、任意の業務一つの成果物を提出すること。

カ 企画提案書（様式6） 7部

キ 経費の見積書（様式7） 7部

※ 高島市指名競争参加資格審査登録名簿に登載されていない法人・団体については、次の書類も併せて提出すること。

ク 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）1部

ケ 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書（発行日から3か月以内のもの。写し可）1部

コ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、高島市税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）1部

※ 高島市税については高島市内に事業所（支店・営業所含む）がある場合のみ提出

サ 法人でない団体にあつては、代表者の直近年度の国税（所得税及び消費税）、高島市税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）1部

※高島市税については高島市内に住所がある場合のみ提出

- (2) 提出期限
令和6年5月10日（金）17時15分まで（必着）
- (3) 提出方法
持参または郵送に限る。持参の場合は開庁日の執務時間内（8時30分から17時15分まで）とし、閉庁日および時間外は受理しない。郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の17時15分までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- (4) 提出先 520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地
高島市役所 商工観光部商工振興課

10 企画提案書作成方法

- (1) 企画提案書には、以下の内容を記載すること
- ・実施スケジュール
 - ・高島市の発酵食文化における特徴や、他地域との差別化要素（現時点の案・仮説でも可）
 - ・調査手法、調査項目、調査対象（取材対象者等含む）
 - ・構想の構成、内容
- (2) 形式は、A4サイズとする。
- (3) 页数は、20頁以内とする。
- (4) 提出部数は、正本1部、写し6部とする。
- (5) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
- (6) 別添（様式は任意）により正本1部、写し6部を提出すること。これには、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。なお、上記の页数には含まないこととする。

11 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) プレゼンテーションについて
- ①日時：令和6年5月14日（火）午後1時30分～
 - ②高島市役所 新館3階 会議室9
 - ③プレゼンテーションの時間
時 間：20分以内
質疑応答：10分程度
 - ④出席者
プレゼンテーションの参加人数は3名以内とする。

⑤使用備品

プレゼンテーション時に必要なプロジェクター等の使用機材、備品については、必要に応じて、提案者にて用意すること。

(2) 企画提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類およびプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を一者選定する。

(3) 審査要領に基づく審査については、選定審査項目について審査を行う。

(4) 下表の各審査項目について、絶対評価で点数をつける。

(A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣っている、E：劣っている)

「特に優れている」の評価は、評価項目ごとに最も優れている企画提案書等のみ付けることができるものとする。

○審査項目および評価点

		評価項目	配点
組織評価	業務実績	業務実績をどの程度有しているか。	5点
		業務実績成果物について、取りまとめがどの程度できているか。	10点
	実施体制	十分な経験や能力を有する者を配置し、本業務を遂行する体制を整えているか。また、実現可能なスケジュールが示されているか。	10点
提案内容評価	本市に発酵食文化に対する知見		10点
	調査手法や調査項目、調査対象についての提案内容		20点
	策定しようとする構想（案）の構成、内容についての提案内容		20点
	総合的な提案内容		15点
見積書	経費の妥当性		10点
合計			100点

(5) 提案者が2者以上の場合は、各審査委員の採点を集計し、採点の平均点が60点（6割）以上あることを条件とし、獲得点数の高い提案者から順に契約交渉相手方を選定する。また、提案者が1者のみの場合は、平均点が60点（6割）以上であれば、その者を契約交渉相手方とし選定する。

1.2 審査結果

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。審査経過については一切公開しない。また、審査の結果に対する異議を申し立てることや、審査結果および内容について説明

を求めることはできない。

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類について、市は提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4 情報公開及び提供

市は提案者から提出された提案書等について、高島市情報公開条例（平成18年9月29日条例第80号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 5 その他

- (1) 言語および通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合においても本公募型プロポーザル方式に要した費用を高島市に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合
参加申込書および提案書の提出後、提案者の都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出すること。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ 見積書の金額が「3 業務見積額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。但し、受託先に選定されたものが作成した提案書などの書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう）することができるものとする。

(6) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 問合せ先 高島市役所商工観光部商工振興課

電話 0740-25-8514 FAX 0740-25-8156